

一般廃棄物収集運搬業変更届の手引き

1 変更届の提出

(1) 変更の日から10日以内に変更届出に必要な添付書類を添えて提出してください。

なお、運搬車両の変更の場合は、使用開始前に余裕をもって提出してください。

(2) 提出は3R推進課窓口へ持参又は郵送となります。

正本1部、副本1部（正本のコピー可）を作成し提出してください。（控えが不要の場合は正本1部のみの提出でも可）

郵送での提出の場合は、副本の返信用封筒を同封して送付してください。

【提出先】郡山市3R推進課指導係 〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目23番7号

(3) 許可証の記載事項に変更がある場合は書換えになります。新しい許可証を交付する際に古い許可証を返納してください。

2 変更届提出書類

変更事項	提出書類
役員の変更 (代表者変更を含む)	① 一般廃棄物処理業変更届（様式第14号） ② 届出者（法人）の履歴事項全部証明書 ③ 新たに就任した役員の住民票（本籍記載） ④ 新たに就任した役員の登記されていないことの証明書 ⑤ 誓約書 ※ 退任のみの場合は①②を提出
株主等（法人の5%以上の株主又は出資者）の変更	① 一般廃棄物処理業変更届（様式第14号） ② 新たな株主等の住民票（本籍記載） ③ 新たな株主等の登記されていないことの証明書 ④ 新たな株主等が法人の場合は履歴事項全部証明書 ⑤ 誓約書 ※ 減員のみの場合は①を提出
運搬車両の変更	① 一般廃棄物処理業変更届（様式第14号） ② 新たな運搬車両の自動車検査証の写し（電子化された自動車検査証の場合は自動車検査証記録事項） ③ 届出者が所有者又は使用者でない場合は賃貸借契約書等の写し ④ 新たな運搬車両の写真 ⑤ 駐車場の配置図 ⑥ 増車のみの場合は増車理由書 ※ 減車のみの場合は①⑤を提出

※ 各種証明書は届出書の提出日以前3か月以内のものであること。

※ その他の変更の場合は事前に3R推進課指導係へ問い合わせください。